

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月7日
【四半期会計期間】	第54期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社 J C U
【英訳名】	J C U C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼 C E O 粕谷 佳允
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6895)7001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員管理本部長 上谷 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6895)7001(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員管理本部長 上谷 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社 J C U 大阪支店 (大阪府東大阪市長田東三丁目1番13号) 株式会社 J C U 名古屋支店 (愛知県名古屋市北区芦辺町三丁目1番地の2) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第3四半期連結 累計期間	第54期 第3四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(千円)	10,760,725	11,716,500	14,581,371
経常利益(千円)	1,563,976	2,087,904	1,902,584
四半期(当期)純利益(千円)	884,994	1,142,583	1,080,867
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	918,950	1,651,080	1,643,421
純資産額(千円)	6,973,163	8,984,032	7,699,984
総資産額(千円)	14,536,829	15,507,510	15,396,688
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	250.90	323.93	306.43
自己資本比率(%)	47.8	57.7	49.9

回次	第53期 第3四半期連結 会計期間	第54期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	85.71	104.62

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策等により円安、株高が進んだこともあり、個人消費、設備投資の拡大、輸出環境の好転など景気は回復基調となりました。世界経済におきましては、米国経済は消費堅調により拡大基調にあるものの、新興国経済の減速など先行きに不透明感もあります。

このような状況のもと、当社グループの業績は、海外におけるスマートフォン及び自動車向けのめっき薬品の販売が好調に推移したことにより、売上高は11,716百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は1,890百万円（前年同期比21.4%増）、経常利益は2,087百万円（前年同期比33.5%増）、四半期純利益は1,142百万円（前年同期比29.1%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（薬品事業）

薬品事業におきましては、特に中国におけるスマートフォン及び自動車向けのめっき薬品の販売が大幅に伸び、売上高は9,110百万円（前年同期比14.3%増）となりました。この結果、セグメント利益は、2,762百万円（前年同期比19.0%増）となりました。

（装置事業）

装置事業におきましては、前期受注分のめっき装置の売上計上等により、売上高は2,174百万円（前年同期比1.3%減）となりました。また、採算の厳しい海外装置物件を当期で売上計上したこと等により、セグメント利益は、92百万円（前年同期比47.9%減）となりました。

（新規事業）

新規事業におきましては、太陽光発電設備やプラズマ処理装置の売上等により、売上高は431百万円（前年同期比27.3%減）となりました。また、売上の減少と利益率低下に加え、販売費及び一般管理費が増加した結果、セグメント損失は336百万円（前年同期はセグメント損失240百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件並びに買付後の経営方針及び事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見又は代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記 a . の経営理念を掲げ、下記 b . の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記 c . のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

a . 経営理念

当社は、昭和43年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮した顧客の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。平成15年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約及び合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。また、社会的責任を果たすためにも、積極的に情報開示を行い、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等ステークホルダーとの対話を重視してきております。

このようなことから当社は健全な経営により企業価値を向上させ、その価値をステークホルダーに還元するとともに、人類の発展、社会の進歩に貢献することを基本姿勢としております。物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神で日々努力し、これまで長年にわたり築き上げてきた幅広いノウハウ、豊かな経験及び信頼、それに基づくステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持並びに有能な人材や高い技術力に支えられた最先端のめっき薬品と装置をもって「先端のものづくり」に貢献してまいります。このことこそが当社の企業価値の源泉であると考えます。

b . 中期経営計画

当社では、経営環境が変化する中、常に市場ニーズを先取りし、技術開発や市場開拓によって持続的な成長を維持するため、中期経営計画を策定しております。中期経営計画策定の骨子は、次のとおりです。

世界の動向から見て、自動車業界とエレクトロニクス業界を成長分野と位置づけ、新規開発商品の市場投入及び顧客への営業の世界展開により市場シェアの拡大を図る。

海外における市場シェア向上のため、海外子会社の拡充により販売ネットワークの充実と海外営業の強化を図る。

市場ニーズを把握し次世代技術の動向を見極めるため、マーケティング部門を強化し、技術開発の効率化と迅速化及び一層の営業サービスの強化を図る。

従来の湿式（ウェット）表面処理技術に加え、乾式（ドライ）表面処理との融合により、一層高密度化、高付加価値化する市場ニーズに対応する。

これらの推進によって、経営資源の効率化や利益の最大化に取り組み、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

c . コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢及び経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実に同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、その責任を果たすためにも、コンプライアンスに関する規範及び倫理規範として「企業倫理と企業行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実に図りさらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成20年4月25日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、平成20年6月27日開催の当社第48回定時株主総会において株主の承認をいただき継続しておりましたが、平成23年4月18日開催の当社取締役会において、旧プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）したうえで継続することを決議し、平成23年6月29日開催の当社第51回定時株主総会において、株主の承認をいただいております。

その概要は次のとおりです。

a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）又は、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間（以下「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には、取締役評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

d. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度及び手続

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成26年6月30日までに開催予定の当社第54回定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

但し、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jcu-i.com/>）に掲載しております。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社第51回定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りしていることから、その継続について株主の意向が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、532百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数に重要な変動はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの生産、受注及び販売の実績に重要な変動はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
JCU KOREA CORPORATION	大韓民国	薬品事業	工場新設	500,000	-	自己資金	平成25年 11月	平成26年 5月	340,940 L/年

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

主要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に新たに決定したものは、次のとおりであります。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	北海道 滝川市	新規事業	大規模太陽 光発電設備	380,000	-	借入金	平成26年 3月	平成26年 8月	1,140,000 kWh/年

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源について

当社グループの資金需要のうち主なものは、運転資金及び事業拡大のための投資資金、配当金の支払等であり、これらの資金需要に対して当社は、主として自己資金（手元資金と営業活動によって獲得した資金）によって賄う予定であります。資金調達手段としては、主要取引金融機関と貸越限度額1,800百万円の当座貸越契約と売却限度額600百万円の手形債権売買基本契約を締結し、また必要に応じて長期借入を行うことにより、円滑且つ効率的な資金調達を行う方針であります。

資金の流動性について

当第3四半期連結会計期間末の資金残高は、3,725百万円であり、運転資金としては将来予測可能な資金需要に対して十分に確保しております。さらに、その他にも資金の範囲には含まれませんが資金化が容易な定期預金が784百万円あり、十分な流動性資産を確保しております。

(9) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの経営者の問題認識と今後の方針について重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,696,000
計	9,696,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,527,400	3,527,400	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)
計	3,527,400	3,527,400	-	-

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		3,527,400		1,176,255		1,128,904

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,526,600	35,266	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	3,527,400	-	-
総株主の議決権	-	35,266	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社 J C U	東京都台東区東上野 四丁目8番1号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当第3四半期会計期間末日現在における所有自己株式は211株で、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.00%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,054,999	4,510,303
受取手形及び売掛金	4,152,677	4,061,355
商品及び製品	650,384	765,488
仕掛品	255,808	192,012
原材料及び貯蔵品	248,217	316,641
繰延税金資産	329,175	107,291
その他	² 973,697	² 766,223
貸倒引当金	34,914	35,843
流動資産合計	10,630,046	10,683,473
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 1,714,505	¹ 1,670,829
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 313,743	¹ 225,771
工具、器具及び備品(純額)	¹ 285,036	¹ 353,168
土地	522,824	522,824
リース資産(純額)	127,119	120,544
建設仮勘定	28,242	129,463
有形固定資産合計	2,991,471	3,022,602
無形固定資産		
のれん	170,353	112,409
その他	27,042	45,127
無形固定資産合計	197,396	157,537
投資その他の資産		
投資有価証券	1,138,576	1,271,209
繰延税金資産	176,748	102,740
その他	264,991	269,947
貸倒引当金	2,542	0
投資その他の資産合計	1,577,773	1,643,897
固定資産合計	4,766,641	4,824,036
資産合計	15,396,688	15,507,510

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,497,886	2,133,146
短期借入金	135,210	160,449
1年内返済予定の長期借入金	656,654	520,651
リース債務	7,827	8,111
未払法人税等	677,262	265,034
賞与引当金	297,658	188,135
工事損失引当金	13,962	13,962
前受金	778,758	313,868
繰延税金負債	6,331	22,550
その他	536,305	812,240
流動負債合計	5,607,856	4,438,150
固定負債		
長期借入金	971,706	952,703
リース債務	148,426	142,316
退職給付引当金	713,012	718,592
資産除去債務	175,523	179,004
その他	80,178	92,712
固定負債合計	2,088,847	2,085,327
負債合計	7,696,703	6,523,478
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,176,255	1,176,255
資本剰余金	1,128,904	1,128,904
利益剰余金	5,374,342	6,164,201
自己株式	219	580
株主資本合計	7,679,282	8,468,780
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	30,244	114,218
為替換算調整勘定	28,726	372,280
その他の包括利益累計額合計	1,518	486,499
少数株主持分	19,183	28,751
純資産合計	7,699,984	8,984,032
負債純資産合計	15,396,688	15,507,510

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	10,760,725	11,716,500
売上原価	5,348,058	5,493,209
売上総利益	5,412,667	6,223,290
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,220,992	1,457,892
賞与	392,971	426,009
退職給付費用	84,976	83,324
減価償却費	237,422	191,317
貸倒引当金繰入額	12,445	85
その他	1,906,685	2,174,197
販売費及び一般管理費合計	3,855,494	4,332,827
営業利益	1,557,173	1,890,463
営業外収益		
受取利息	16,309	19,918
受取配当金	16,746	26,429
為替差益	-	150,900
持分法による投資利益	-	112
助成金収入	248	10,621
その他	7,343	12,287
営業外収益合計	40,647	220,271
営業外費用		
支払利息	25,393	20,191
為替差損	5,770	-
持分法による投資損失	247	-
その他	2,432	2,638
営業外費用合計	33,844	22,830
経常利益	1,563,976	2,087,904
特別利益		
固定資産売却益	2,180	2,043
特別利益合計	2,180	2,043
特別損失		
固定資産売却損	-	223
固定資産除却損	1,904	10,188
減損損失	13,970	118,058
社名変更費用	70,017	-
特別損失合計	85,893	128,469
税金等調整前四半期純利益	1,480,263	1,961,478
法人税、住民税及び事業税	518,135	548,978
法人税等調整額	72,781	266,217
法人税等合計	590,916	815,196
少数株主損益調整前四半期純利益	889,347	1,146,282
少数株主利益	4,352	3,698
四半期純利益	884,994	1,142,583

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	889,347	1,146,282
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,267	83,974
繰延ヘッジ損益	2,097	-
為替換算調整勘定	34,774	420,884
持分法適用会社に対する持分相当額	2	59
その他の包括利益合計	29,602	504,798
四半期包括利益	918,950	1,651,080
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	916,342	1,627,564
少数株主に係る四半期包括利益	2,607	23,516

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 過年度に取得した資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであり、四半期連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
建物及び構築物	196,907千円	196,907千円
機械装置及び運搬具	109,896	101,881
工具、器具及び備品	5,551	5,494

2 債権流動化による売渡債権

債権流動化による売渡債権(受取手形)の金額及び支払を留保されている金額は次のとおりであります。なお、支払を留保されている金額は流動資産のその他(未収入金)に含めて表示しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
債権流動化による売渡債権(受取手形)	547,403千円	485,690千円
うち、支払留保分(未収入金)	97,400	100,120

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	325,720千円	289,935千円
のれんの償却額	57,366	60,466

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	105,818	30	平成24年3月31日	平成24年6月11日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	123,454	35	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	158,727	45	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	193,997	55	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	薬品事業	装置事業	新規事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,969,755	2,201,912	589,058	10,760,725	-	10,760,725
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	4,771	4,771	4,771	-
計	7,969,755	2,201,912	593,829	10,765,497	4,771	10,760,725
セグメント利益又は セグメント損失()	2,320,999	178,251	240,934	2,258,316	701,142	1,557,173

(注)1. 調整額の内容は次のとおりであります。

セグメント利益 (単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間
セグメント間取引消去	1,171
全社費用	699,970
合計	701,142

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	薬品事業	装置事業	新規事業	計		
減損損失	-	-	13,970	13,970	-	13,970

JCU科技(深圳)有限公司における一部の事業用資産について、使用中止の意思決定を行い、将来の使用計画がないことから、遊休資産として帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	薬品事業	装置事業	新規事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	9,110,771	2,174,362	431,366	11,716,500	-	11,716,500
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	382	382	382	-
計	9,110,771	2,174,362	431,748	11,716,882	382	11,716,500
セグメント利益又は セグメント損失()	2,762,850	92,846	336,238	2,519,458	628,995	1,890,463

(注) 1. 調整額の内容は次のとおりであります。

セグメント利益		(単位：千円)
		当第3四半期連結累計期間
セグメント間取引消去		3,300
全社費用		632,296
合計		628,995

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	薬品事業	装置事業	新規事業	計		
減損損失	-	-	118,058	118,058	-	118,058

JCU科技(深圳)有限公司の事業用資産について、回収可能価額が帳簿価格を下回ったことにより、「新規事業」において減損損失を計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	250円90銭	323円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	884,994	1,142,583
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	884,994	1,142,583
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,527	3,527

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成25年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・・・193,997千円

(ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・・・・・・・・・55円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成25年12月9日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月 6日

株式会社 J C U

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種村 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J C U の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 J C U 及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。